

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年12月4日（平成30年（行情）諮問第556号及び同第557号）並びに同月11日（平成30年（行情）諮問第565号及び同第566号）

答申日：平成31年3月22日（平成30年度（行情）答申第524号ないし同第527号）

事件名：地方厚生局の業務について職員1人当たりの各行政サービスの利用者数が記載された文書の不開示決定（不存在）に関する件  
地方厚生局の業務について職員1人当たりの各行政サービスの対象者数が記載された文書の不開示決定（不存在）に関する件  
地方労働局の業務について職員1人当たりの各行政サービスの対象者数が記載された文書の不開示決定（不存在）に関する件  
地方労働局の業務について職員1人当たりの各行政サービスの利用者数が記載された文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年8月2日付け厚生労働省発地0802第1号及び同第3号並びに同月10日付け厚生労働省発地0810第1号及び同第2号により行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

業務の一連の過程や決定事項の重要性を考慮すると、文書が全く存在しないというのは考えられない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、各理由説明書によると、おおむね以下のとおり

である。

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年7月6日付け（同日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、別紙に掲げる文書1ないし文書4に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年9月6日付け（同月7日受付）及び同年11月1日付け（同月5日受付）で各審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

各審査請求については、本件対象文書は業務上作成又は取得することを要する文書ではなく、存在しないため、法9条2項の規定により不開示決定をした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 3 理由

##### (1) 原処分の妥当性について

上記のとおり、地方厚生局及び都道府県労働局の業務について、職員1人当たりの各行政サービスの利用者数（予測・見込みを含む）及び対象者数（潜在的利用者数を含む）が記載されてある文書は業務上作成又は取得する必要がないため、保有していないものである。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁として、改めて本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

以上より、本件行政文書を保有していないとする処分庁の判断に不自然・不合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であるとする。

##### (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「業務の一連の過程や決定事項の重要性を考慮すると、文書がまったく存在しないというのは考えられない。」として原処分の取消しを求めているが、本件行政文書については、上記(1)で示したとおりであるため、審査請求人の主張は認められない。

#### 4 結論

以上のことから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年12月4日 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第556号及び同第557号）

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月 1 1 日 諮問の受理（平成 3 0 年（行情）諮問第 5 6 5 号及び同第 5 6 6 号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 平成 3 1 年 3 月 7 日 審議（平成 3 0 年（行情）諮問第 5 5 6 号，同第 5 5 7 号，同第 5 6 5 号及び同第 5 6 6 号）
- ⑥ 同月 1 9 日 平成 3 0 年（行情）諮問第 5 5 6 号，同第 5 5 7 号，同第 5 6 5 号及び同第 5 6 6 号の併合並びに審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は，別紙に掲げる文書 1 ないし文書 4 である。

処分庁は，本件対象文書の各開示請求に対し，本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い，諮問庁も原処分を妥当としているので，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は，本件対象文書の保有の有無について，理由説明書（上記第 3 の 3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると，おおむね以下のとおり説明し，原処分は妥当であるとする。

ア 都道府県労働局及び地方厚生局の業務は法令で定められており，各行政サービスの利用者数・対象者数によらず実施していることから，職員 1 人当たりの各行政サービスの利用者数（利用者の予測・見込みを含む。）や対象者数（潜在的利用者数を含む。）といった人数単位で記載した文書を業務上作成又は取得する必要がないため，保有していない。

イ なお，本件各審査請求を受け，諮問庁として，改めて本件対象文書に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが，文書の保有は認められなかった。

- (2) 本件対象文書を保有していないとする上記（1）の諮問庁の説明は，不自然，不合理であるとは認められず，これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって，厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした各決定については，厚生労働省において本件対象文書を保有し

ているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙（本件対象文書）

- 文書1 地方厚生局の業務について、職員1人当たりの各行政サービスの利用者数（利用者の予測・見込みを含む）が記載されているもの。職員には非常勤職員を含める。
- 文書2 地方厚生局の業務について、職員1人当たりの各行政サービスの対象者数（潜在的利用者数を含む）が記載されているもの。職員には非常勤職員を含める。
- 文書3 地方労働局の業務について、職員1人当たりの各行政サービスの対象者数（潜在的利用者数を含む）が記載されているもの。職員には非常勤職員を含める。
- 文書4 地方労働局の業務について、職員1人当たりの各行政サービスの利用者数（利用者の予測・見込みを含む）が記載されているもの。職員には非常勤職員を含める。